

【資料11－1 一時避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和7年3月現在)

施 設 名	所 在 地	施 設 名	所 在 地
茨田公園	堂山町 12	大橋町公園	大橋町 10
新橋公園	新橋町 5	三ツ島公園緑地	三ツ島 6 丁目 18
中町公園	中町 1	三ツ島公園	三ツ島 6 丁目 22
石原町公園	石原町 21	東江端町 3 号公園	東江端町 8
東打越公園	打越町 12	岸和田 1 号公園	岸和田 3 丁目 22
幸福町公園	幸福町 28	四宮 1 号公園	四宮 2 丁目 9
柳町公園	柳町 13	四宮 3 号公園	四宮 6 丁目 9
北打越公園	打越町 30	元町中央公園	元町 14
下三ツ島公園	三ツ島 2 丁目 11	門真南公園	三ツ島 3 丁目 3
若葉公園	深田町 1	門真南緑地	三ツ島 3 丁目 9
下馬伏南公園	脇田町 15	東江端町 2 号公園	東江端町 4
四宮公園	四宮 4 丁目 4	浜町児童遊園	浜町 3
浜町公園	浜町 14	月出町中央公園	月出町 6
速見町公園	速見町 10	さくら広場 ※2	大字門真 1006
サン・ジョゼ広場	末広町 43	コノミヤ門真千石東店駐車場 ※2	千石東町 31 番 1 号
岸和田北部遊水公園	岸和田 2 丁目 19	本町市住児童遊園及び本町市 営住宅内広場	本町 35
末広町北公園	末広町 38	大阪国際大学守口キャンパス ※2	守口市藤田町 6 丁目 21-57
一番柳田町北 2 号緑地公園	柳田町 4	北島東町公園	北島東町 4 番
一番柳田町北 1 号公園	一番町 10	大和田駅前広場	野里町 6 番

※1 1,000 m²以上の公園から抽出 ※2 防災協定により、大規模災害時に利用可能

【資料 11－2 広域避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和7年3月現在)

施 設 名	所 在 地	面積及び収容予定人員
弁天池公園	岸和田 1 丁目 8	3.47 ヘクタール 内有効避難面積 1.7 ヘクタール (収容予定人員 8,500 人)

【資料 11－3 避難所一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和 7 年 1 月現在)

No.	避難所	所在地	電話 (FAX)
1	門真小学校	柳町 4-1	06-6909-2000 (06-6909-1175)
2	大和田小学校	大橋町 21-46	072-881-0049 (072-882-4551)
3	二島小学校	三ツ島 1 丁目 5-10	072-883-0016 (072-883-0015)
4	四宮小学校	四宮 2 丁目 8-1	072-883-3341 (072-883-3342)
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	06-6901-4444 (06-6901-4447)
6	沖小学校	沖町 28-1	072-882-6165 (072-882-6166)
7	上野口小学校	上野口町 31-1	072-882-0882 (072-882-0894)
8	速見小学校	速見町 4-1	06-6909-6500 (06-6909-6547)
9	北巢本小学校	北巢本町 2-11	072-882-7427 (072-882-7428)
10	五月田小学校	北島町 27-1	072-884-3061 (072-884-3062)
11	東小学校	岸和田 3 丁目 42-1	072-884-4511 (072-884-4712)
12	水桜小学校	三ツ島 6 丁目 2-1	072-884-3031 (072-884-3032)
13	門真みらい小学校	浜町 22-41	06-6902-2890 (06-6902-2894)
14	第二中学校	沖町 10-1	072-881-5021 (072-881-5022)
15	第三中学校	柳田町 12-6	06-6908-9314 (06-6908-9326)
16	第四中学校	江端町 3-1	072-883-1621 (072-883-1622)
17	第五中学校	北岸和田 3 丁目 12-1	072-883-4848 (072-883-4849)
18	第七中学校	北島町 29-1	072-885-2301 (072-885-3401)
19	門真はすはな中学校	中町 2-1	06-6901-5243 (06-6901-0203)
20	門真なみはや高等学校	島頭 4 丁目 9-1	072-881-2331 (072-881-8274)
21	門真西高等学校	柳田町 29-1	06-6909-0318 (06-6909-0798)
22	門真市民プラザ	北島 546	—

【資料 11－4 洪水時避難所一覧表】（総務部危機管理課、令和 7 年 1 月現在）

No.	名称	住所	階数	想定最大浸水深 (m)	洪水時 利用可能階数	利用可能 階数	収容可能床 面積 (㎡)
1	門真小学校	柳町 4-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,920
2	大和田小学校	大橋町 21-46	3 階	1.0～2.0	2 階以上	2 階分	1,515
3	二島小学校	三ツ島 1 丁目 5-10	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,882
4	四宮小学校	四宮 2 丁目 8-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,761
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,362
6	沖小学校	沖町 28-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,264
7	上野口小学校	上野口町 31-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,544
8	速見小学校	速見町 4-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,604
9	北巢本小学校	北巢本町 2-11	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,140
10	五月田小学校	北島町 27-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,143
11	東小学校	岸和田 3 丁目 42-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	2,881
12	水桜小学校	三ツ島 6 丁目 2-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,113
13	門真みらい小学校	浜町 22-41	4 階	2.0～5.0	3 階以上	2 階分	2,949
14	第二中学校	沖町 10-1	3 階	1.0～2.0	2 階以上	2 階分	3,941
15	第三中学校	柳田町 12-6	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	4,394
16	第四中学校	江端町 3-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	4,441
17	第五中学校	北岸和田 3 丁目 12-1	4 階	0.5～1.0	2 階以上	3 階分	4,049
18	第七中学校	北島町 29-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	4,157
19	門真はなみち中学校	中町 2-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	7,529
20	門真なみだ高等学校	島頭 4 丁目 9-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	2,748
21	門真西高等学校	柳田町 29-2	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	2,034
22	門真市民プラザ	北島 546	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,450
23	本町市営住宅 ※2 (1 期～3 期)	本町 35-1 本町 35-2	7 階	1.0～2.0	2 階以上	6 階分	1,742
24	門真千石西町住宅 ※2 (1 号棟～8 号棟)	千石西町 12-1 千石西町 12-2 千石西町 12-3 千石西町 12-4 千石西町 11-5 千石西町 11-6 千石西町 11-7 千石西町 11-8	14 階 14 階 10 階 9 階 8 階 14 階 10 階 10 階	0.5～3.0	2 階以上	73 階分	14,387

※校舎・施設等の全体床面積から 1 階分の収容可能床面積を算出し、そこから洪水時利用可能階数分を乗じて収容可能床面積を算出した。

また、大規模改修中の学校があるため、現在の状況と一致しない部分がある。

※2 洪水時避難ビルに指定し、「水害が発生したときや、その発生のおそれがある場合に限り、廊下や階段などの開放されたスペースに避難することが可能」

【資料 11－5 給食調理施設一覧表】

(教育委員会事務局調べ、令和 7 年 1 月現在)

No.	避 難 所	燃料の種類			回転釜		備 考
		都市ガス	プロパン	オール電化	釜数	食数	
1	門真小学校	○			6	1,200	
2	大和田小学校	○			5	1,000	
3	二島小学校		○		6	1,200	
4	四宮小学校		○		6	1,200	
5	古川橋小学校	○			5	1,000	
6	沖小学校	○			6	1,200	
7	上野口小学校	○			6	1,200	
8	速見小学校	○			6	1,200	
9	北巢本小学校	○			6	1,200	
10	五月田小学校		○		6	1,200	
11	東小学校	○			6	1,200	
12	水桜小学校		○		6	1,200	
13	門真みらい小学校	○			7	1,400	
14	第二中学校	○			6	1,200	
15	第三中学校	○			6	1,200	
16	第四中学校	○			6	1,200	
17	第五中学校	○			6	1,200	
18	第七中学校	○			6	1,200	
19	門真はすはな中学校			○	5	1,000	

(1 釜 : 精米量 20 k g 1 食 : 100 g)

【資料 11－6 広域避難の受入概要】

（参考：大阪府地域防災計画〔原子力災害対策〕、令和 4 年 12 月）

1 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。大阪府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

（1）前提となる被害想定

1）対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

＜福井県嶺南地域に立地する原子力施設＞

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1 号	加圧水型軽水炉（PWR）
			2 号	同上
			3 号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1 号	加圧水型軽水炉（PWR）
			2 号	同上
			3 号	同上
			4 号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1 号	加圧水型軽水炉（PWR）
			2 号	同上
			3 号	同上
			4 号	同上
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1 号	沸騰水型軽水炉（BWR）
			2 号	加圧水型軽水炉（PWR）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉もんじゅ	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉（FBR）
	新型転換炉原型炉ふげん	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉（ATR）

2）災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1 の原子力施設から概ね 5km 圏を P A Z（予防的防護措置を準備する区域）、概ね 30km 圏を U P Z（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

（2）避難対象地域

1）避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

大阪府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）で U P Z と定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548 人	兵庫県、奈良県
	小浜市	28,814 人	
	高浜町	10,132 人	
	おおい町	8,143 人	
	若狭町	14,338 人	
	計	125,975 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354 人	
	計	51,790 人	
京都府 (7市町)	福知山市	426 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743 人	
	綾部市	7,717 人	
	宮津市	17,185 人	
	南丹市	3,351 人	
	京丹波町	2,740 人	
	伊根町	1,370 人	
	計	112,532 人	
3府県(14市町) 計		290,297 人	

2 門真市における広域避難の受入れ

(1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、大阪府に対して避難の受入れを要請する。

(2) 門真市の受入れ

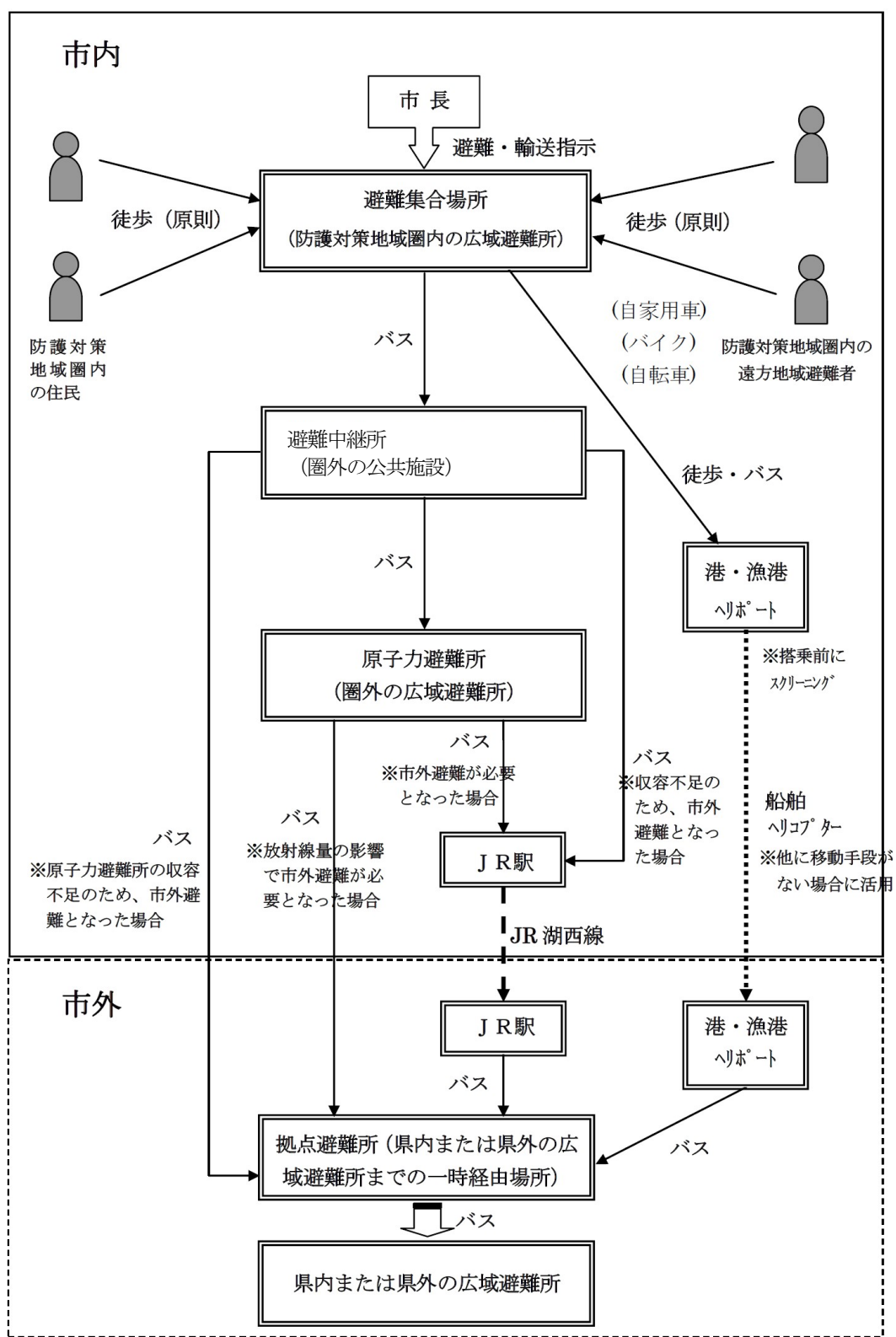
滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《門真市》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	マッチング割当	避難先	
	避難元地域(自治会区)	地域	市町村
高島市	旧今津町 藺生区,梅原区,下弘部区,梅原団地自治会,大床区	北河内	門真市

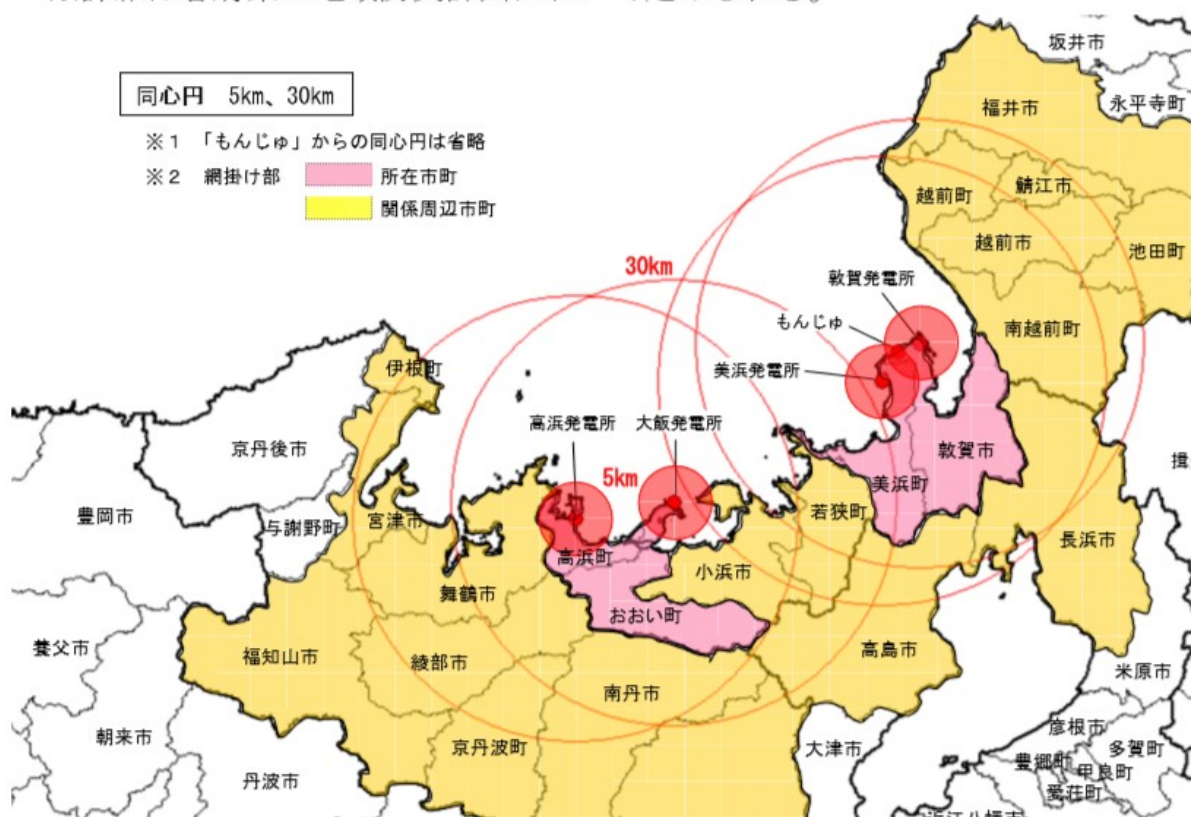
3 広域避難の流れ

(出典：高島市原子力災害住民避難計画)



4 原子力発電所（近畿圏内）の位置図について

（出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成 25 年 6 月）



5 関西広域連合における原子力災害対応の概要について

(出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成 31 年 3 月)

○災害への備え

- ・情報の収集・連絡体制等の整備
- ・災害応急体制の整備
- ・モニタリング体制の整備
- ・原子力災害医療体制の整備
- ・安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
- ・飲食物の出荷制限、摂取制限
- ・水道水の摂取制限
- ・住民等への的確な情報伝達体制の整備
- ・自助・共助の取組の推進
- ・住民等に対する知識の普及啓発
- ・防災訓練への参加等

○災害への対応

【初期対応段階】

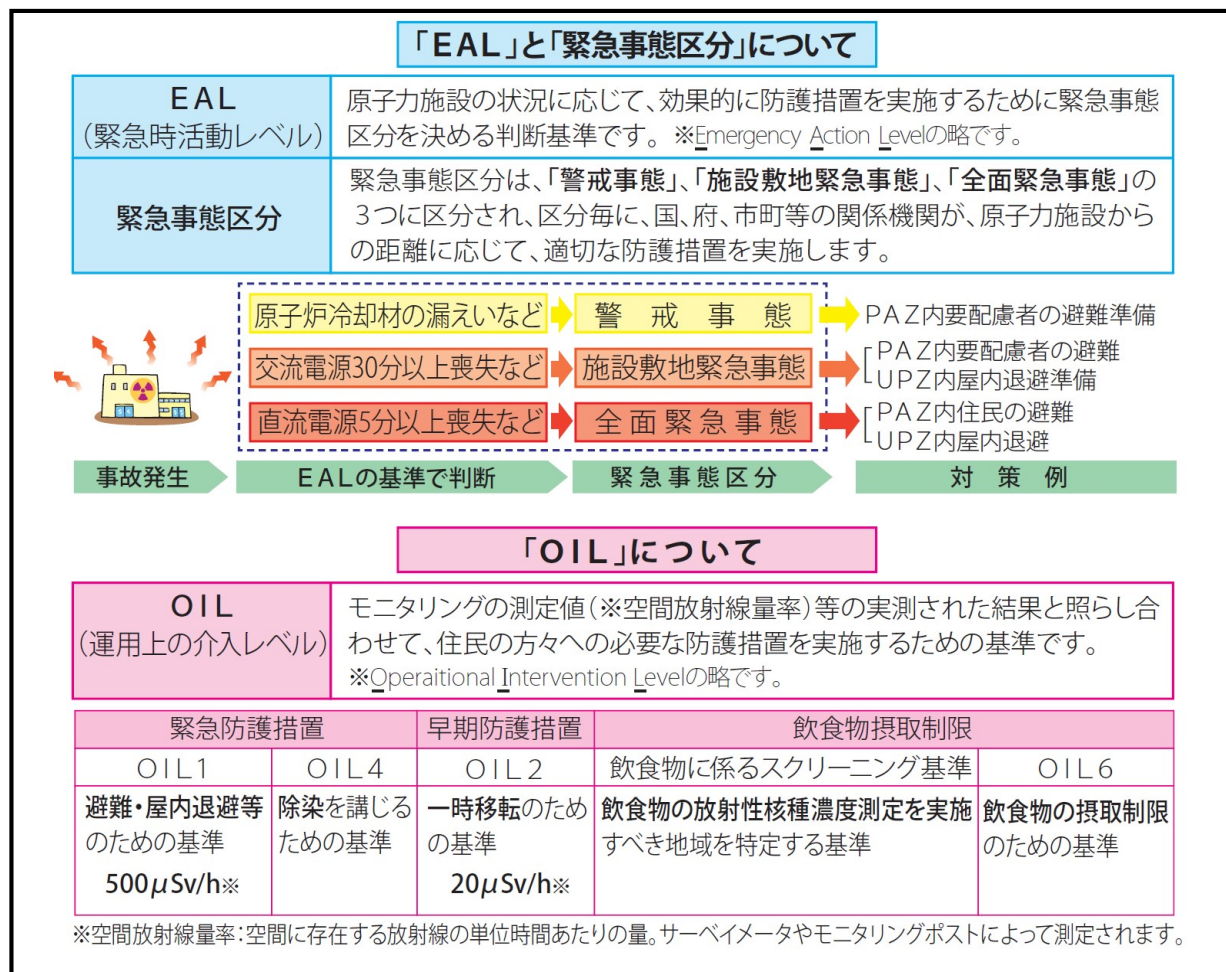
- ・活動体制の確立
- ・屋内退避、避難収容等の防護活動
- ・広域避難の調整
- ・飲食物の出荷制限、摂取制限
- ・水質汚染対策
- ・原子力災害医療
- ・住民等への的確な情報伝達

【復旧段階】

- ・モニタリング情報の共有・発信（継続）
- ・被災者の生活支援
- ・風評被害等の影響の軽減
- ・放射性物質による環境汚染への対応
- ・原子力損害賠償

■「EAL」、「緊急事態区分」、「OIL」について

(出典：京都府原子力防災のしおり、平成 26 年 3 月)



【資料 11－7 一時滞在施設一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和 4 年 2 月)

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
ルミエールホール (市民文化会館)	末広町 29-1	06-6908-5300

【資料 12－ 1 災害相互応援協定一覧表】

(令和6年1月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害相互応援協定	平成8年3月28日	枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、交野市、四條畷市
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	大阪ガス(株)北東部事業本部保安指令センター
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	守口市門真市消防組合
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	京阪バス(株)門真支所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	京阪電気鉄道(株)守口管区駅
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	関西電力送配電(株)守口配電営業所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	(社)門真市医師会
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	門真警察署
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	西日本電信電話(株)関西支店
災害時における相互協力に関する協定	平成13年4月1日	門真市内郵便局
一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互応援協定書	平成20年3月3日	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合
災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定	平成24年12月1日	西日本電信電話(株)関西支店
災害時の緊急放送における協定	平成25年7月17日	(株)ジェイコムウエスト 委託先:(株)ジュピターテレコム 関西メディアセンター
災害時における施設の一時使用に関する協定	平成25年11月1日	パナソニック(株)
災害時等の応援に関する申し合わせ(TEC-FORCE)	平成27年2月6日	国土交通省近畿地方整備局

応援協定名	締結年月日	協定先
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	(株) 双葉化学商会
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	辰巳環境開発 (株)
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	(株) 住栄興業
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年 6 月 23 日	社会福祉法人イースト・ロード福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年 6 月 23 日	社会福祉法人三養福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年 6 月 23 日	社会福祉法人晋栄福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年 6 月 23 日	社会福祉法人スリーヴィレッジ
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年 6 月 23 日	社会福祉法人諭心会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年 6 月 23 日	社会福祉法人ロータス福祉会
災害時における物資供給等の協力に関する協定	平成 27 年 8 月 18 日	王子コンテナー (株) 大阪工場
災害時等における L P ガス等の供給協力に関する協定	平成 27 年 12 月 7 日	一般社団法人大阪府 L P ガス協会 北東支部
災害時における物資の自動車輸送に関する協定	平成 28 年 8 月 22 日	一般社団法人大阪府トラック協会東 北支部
災害時における生活物資の供給協力及び施設の一時使用に関する協定	平成 28 年 10 月 7 日	株式会社コノミヤ
災害時における応急復旧作業に関する協定	平成 28 年 12 月 19 日	門真市建設業協同組合
災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定	平成 29 年 1 月 12 日	株式会社アカカベ

応援協定名	締結年月日	協定先
災害時における施設の一時使用に関する協定	平成 29 年 6 月 1 日	学校法人大阪国際大学
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 31 年 3 月 28 日	社会福祉法人門真共生福祉会
災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年 7 月 1 日	ヤフー株式会社
災害対応力強化に関する協力・連携に関する協定	令和元年 9 月 30 日	大阪ガス株式会社
災害時における宿泊施設避難所の開設及び運営に関する協定	令和 2 年 9 月 11 日	株式会社門真パブリックホテル
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和 3 年 3 月 16 日	西尾レントオール株式会社
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和 3 年 3 月 22 日	株式会社ダイカン
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和 3 年 3 月 25 日	大栄環境株式会社
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	令和 3 年 3 月 25 日	社会福祉法人治栄会
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和 4 年 3 月 23 日	日立建機日本株式会社 関西支社 近畿中央支店 大阪東営業所
災害時における無人航空機による協力に関する協定	令和 4 年 7 月 11 日	飯尾電設株式会社
災害時等における燃料供給等に関する協定	令和 4 年 12 月 22 日	門真親油会
災害時における支援協力に関する協定	令和 5 年 1 月 17 日	三井不動産株式会社
災害時における行政告知放送の再送信に関する協定	令和 5 年 2 月 10 日	株式会社ジェイコムウエスト北河内局
災害時における生活物資の供給等に関する協定	令和 5 年 5 月 18 日	パナソニックホールディングス株式会社
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	令和 5 年 7 月 3 日	大阪司法書士会
災害時における物資調達に関する協定	令和 5 年 8 月 23 日	コストコホールセールジャパン株式会社
災害時等における相互応援協定	令和 5 年 11 月 28 日	兵庫県香美町
災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書	令和 5 年 12 月 21 日	有限会社 CAR SHOP ASS I S T

災害時における生活物資の供給等に関する協定	令和6年8月21日	スギホールディングス株式会社
災害時における生活物資の供給等に関する協定	令和6年9月30日	イオンリテール株式会社近畿カンパニー

【応急給水関連】(環境水道部)

(令和7年3月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害発生時における日本水道協会 関西地方支部内の相互応援に関する協定	平成9年7月10日	関西地方支部、大阪府支部、京都府 支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋 賀県支部、和歌山県支部
守口市と門真市の相互応援給水に 関する協定	平成13年3月31日	守口市（水道事業管理者）
寝屋川市と門真市との相互応援給 水に関する協定	平成13年6月27日	寝屋川市（水道事業管理者）
大東市と門真市との相互応援給水 に関する協定	平成14年6月28日	大東市（水道事業管理者）
寝屋川市と門真市との相互応援給 水に関する協定	平成16年1月7日	寝屋川市（水道事業管理者）
大東市と門真市との相互応援給水 に関する協定	平成18年10月5日	大東市（水道事業管理者）
相互応援給水に関する協定	平成18年12月21日	守口市（水道事業管理者職務代理者 水道局長）
東部水道協議会 水道災害時相互応 援に関する協定	平成22年1月21日	東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川 市、守口市、大東市、交野市、四條 畷市 （各水道事業管理者）
大阪市と門真市の相互応援給水に 関する協定	平成23年12月1日	大阪市（水道局長）
災害時における復旧支援協力に関 する協定	令和6年4月5日	公益社団法人日本下水道管路管理業 協会
大阪府域の水道災害における情報 共有及び支援に関する協定	令和6年4月26日	大阪広域水道企業団、府下各市町村 （水道事業管理者等）

【資料 12－2 協定書】

1 災害相互応援協定（北河内地域 7 市）

北河内地域 7 市）

災害相互応援協定

北河内地域の 7 市における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

協定書

記

（広域的協定）

第 1 条 相互応援協定締結市（以下「締結市」という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

（応援要請等）

第 2 条 締結市長は、広域の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対して、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援例の締結市が把握し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制

協定書 12-2-1 災害相互応援協定（北河内地域 7 市）

次に掲げる方法によるものとする。
）が指揮すること。

枚方市長
中 司 宏 印

。 制が整備されるまでの間、応援側

要した経費の分担については、次

寝籠川市長
高 橋 茂 印

職員の出勤手当及び被服等につい
除く。）は、応援側の負担とする。
つど双方協議のうえ、決定するも

大東市長
近 藤 松 次 印

授養を生じた事項については、結

2 地域防災無線局の設置運用

No.	協定締結者		締結日
	甲	乙	
1	門真市	大阪ガス株式会社 北東部事業本部保安司令センター	平成 13 年 3 月 15 日
2	門真市	守口市門真市消防組合	平成 13 年 3 月 15 日
3	門真市	京阪バス株式会社門真支所	平成 13 年 3 月 15 日
4	門真市	京阪電気鉄道株式会社 守口管区駅	平成 13 年 3 月 15 日
5	門真市	関西電力送配電株式会社守口配電営業所	平成 13 年 3 月 15 日
6	門真市	社団法人 門真市医師会	平成 13 年 3 月 15 日
7	門真市	門真警察署	平成 13 年 3 月 15 日
8	門真市	西日本電信電話株式会社関西支店	平成 13 年 3 月 15 日

門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が乙の施設に設置する門真市地域防災無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、災害の未然防止、被害の拡大防止及び復旧対策等に必要なる通信手段を確保するため、乙の施設に設置する無線局の設置及び管理運用について必要な事項を定めるものとする。

（無線局の設置）

第2条 甲は、乙の施設に無線局を設置する。

- 2 無線局の設置に要する経費については、すべて甲の負担とする。
- 3 乙は、無線局の設置に必要な施設について、甲に無償で使用させるものとする。（所有権）

第3条 無線局の機器の所有権は、甲に帰属する。

（無線局の使用）

第4条 甲は、無線局を乙に無償で使用させるものとする。

（管理）

第5条 乙は、無線局を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、無線局の管理者を選任し、甲に届け出るものとする。

（運用）

第6条 乙は、無線局の運用に当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）及び甲が別に定める要綱を遵守しなければならない。

（無線局運用証明書）

第7条 甲は、乙に無線局運用証明書を交付する。

（管理経費の負担区分）

第8条 無線局の機器の維持管理に要する経費は、すべて甲の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、無線局に必要な電気料金については、乙の負担とす

る。

（設置場所の変更等）

第9条 乙は、建物施設等の移転、改築、廃止等により無線局の設置場所の変更又は撤収の事態が生じたときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成14年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了2月前までに甲又は乙から意思表示のないときは、協定期間を更に1年間延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義の決定）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年3月15日

甲

乙

3 災害時における対応（門真市内郵便局）

①内郵便局）

野ける協定

・門真市内郵便局代表者門真市
門真市内での災害時における

・対策基本法（昭和36年法律
いう。以下同じ。）の発生時に
あるため、必要な事項を定め

協力」という。）の内容は、次

る情報の提供
を

3号）適用時における郵便、為
災害特別事務の取扱
認める事項

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害時における連絡体制を整備するため、必要な協議
を行うものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲が防災に関する各種訓練を行う場合には、乙は必要に応じ
て当該訓練に乙の職員を参加させるものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、相互協力が円滑に行われるよう、相互の防災計画の状
況等について情報交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては門真市総務部防災課
長、乙においては門真郵便局総務課長とする。

（総裁等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、
甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各首1
通を保有する。

別記様式（領収金関係）

協力要請書

年 月 日	送受信時刻	送信(要請者)	受信(要請先)
	時 分		
取 扱 状 況 			
取 扱 要 求 			

① 協定の用語解説

126年協定期223号)第2条、
る。

の要請は、それぞれ該協定各号に

津波、噴火その他の異常な自然
その及ぼす被害の程度において
る被害をいう。

者の取扱いとは、次のとおりで

協定用語(現金及び物品)の

4 一般廃棄物処理（ごみ処理）（東大阪ブロック各市等）

（東大阪ブロック各市等）

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定

大阪府ごみ処理広域化計画に基づく東大阪ブロック各市等は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障をきたす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施について、以下のとおり協定を締結する。

相互支援協定書

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる市及び一部事務組合（以下「協定市等」という。）の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、災害時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、協定市等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

＜協定市等＞

守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清瀬施設組合、四條畷市交野市清瀬施設組合、北河内4市

リサイクル施設組合

（相互支援の内容）

第2条 本協定により、協定市等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

（注） 協定市等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

第8条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日から2年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月までに、いずれの協定市町からも改定率の申し出がない場合は、更に2年間延長するものとし、その後と同様とする。

この協定締結の証として、本書11通を作成し、各協定事務所署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2014年12月

[illegible]

王仁

吳
繼
田

劉
仁

吳
繼

吳
繼

6 備蓄倉庫（西日本電信電話株式会社）

株式会社

と用に関する協定書

電話株式会社大阪東支店（以下「乙」）
いて、次のとおり協定を締結する。

物資（以下「備蓄品」という。）を、
という。）に保管するため、甲と乙と
定めるものとする。

の他必要事項は、別添覚書により取

時に急的に市民へ供給する物資をい

のとする。

に使うものとする。

の取壊等が必要な場合は、事前乙
のものと工事を行うものとする。

た場合は、甲乙協議のうえ、甲の負

るヶ月前までに書面で通知するもの
は、前項の規定を適用する。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は、協定に定める事項に疑義が生じた場合は、
その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各目1通を保有す
るものとする。

平成24年12月1日

（甲）門真市中町1番1号

門真市長 園部 一成

（乙）大阪市天王寺区清水谷町2-37

西日本電信電話株式会社大阪東支店

支店長 田中 伸

7 災害時等の緊急放送（株式会社ジェイコムウエスト）

株式会社ジェイコムウエスト

3ける協定

「ジェイコムウエスト」(以下「乙」とい
)より協定を締結する。

「法律第221号」(第57条及び大規
号)第20条の規定により、地震及
急事発生時に市民に対して緊急
に緊急放送を要請するときの手

は、次の各号に掲げる事項を記載
ジェビタールコム（以下「丙」

し、8画のとおり定めるものとす

第6条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満
了の3ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申し出がなければ、更に1年
間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

本協定の証として本書3面を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1
通を保有する。

平成25年7月17日

(甲) 門真市中町1番1号
門真市長 國部 一成

(乙) 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル6階
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 中井 芳紀

8 災害時における施設の一時使用（パナソニック株式会社）

時使用（パナソニック株式会社）

用に関する協定書

において大規模災害が発生し、
町裏市（以下「甲」という。）とパナ
から乙に対する要請に基づく支
る。

〔寄発生時において、第3条に示
な避難地として使用する場合は

とは、市域において多数の火災、
るものとする。

り激甚災害に指定された災害
大規模な一時避難が必要な場合
由として指定するものとする。

4 甲は、この自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲について使用す
るように自ら活動し、かつ避難者を誘導するものとする。

（使用期間）

第5条 前条第2項に掲げる施設を一時避難地として使用する期間は、甲が
乙に対して要請を行ったときから概ね1日以内の間とする。

2 前項に規定に関わらず、施設の使用期間を延長しようとするときは、甲
乙協議の上、決定するものとする。

（運営）

第6条 甲は、当該避難施設を使用する場合には、連やかに甲の職員
を当該避難施設へ派遣し、施設及びその内部の安全確保に努めた上で、前
条の期間終了までに甲の設置する避難場所等、施設外に誘導するものとす
る。

2 甲は、前項の誘導を行い、避難者全員の施設外への移動を随行した後、
乙に対し第4条第1項の要請を解除し、乙は一時避難地を閉鎖するものと
する。

（訓練等）

第7条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓
練等の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

締結した日から効力を発するもの

ら通知を行うことにより、この協定

いでは、甲乙協議の上、別に定める。
旨を作成し、甲乙記名押印の上、各

ロ町Ⅰ番Ⅰ号

系 一成

9 TEC-FORCE協定（国土交通省近畿地方整備局）

（国土交通省近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と門真市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

〔目的〕

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次被害防止に資するため、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

「申し合わせ」

〔応援の実施時期〕

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 門真市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- (2) 門真市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

〔応援の内容〕

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 情報の収集・提供（リエンシ「情報連絡局」含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策本部連絡含む。）
- (3) 災害に関する専門家の派遣
- (4) 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置

「対策派遣隊の活動において必要と
するものとする。

「隊からの調査結果等の報告があつ
きとするものとする。

「に関する防災訓練及び防災に関す
る。

員、職員に関しては、その都度甲及

森 昌 文

10 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬

No.	協定締結者		締結日
	甲	乙	
1	門真市	有限会社脇田グループ	令和5年1月19日
2	門真市	株式会社 双葉化学商会	令和5年2月28日
3	門真市	玉木運送株式会社	令和6年2月1日
4	門真市	株式会社 住栄興業	令和6年3月22日

災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

門真市と〇〇〇〇（以下「委託契約業者」という。）は、「門真市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、門真市と委託契約業者間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 門真市は、市内において災害が発生した場合は、委託契約業者に対し、門真市地域防災計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、消失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 門真市は、第2条の規定により委託契約業者に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により委託契約業者に通知するものとする。

① 要請の内容

② 家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所

③ 家庭系一般廃棄物の搬入先

④ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、門真市は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、門真市は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を委託契約業者に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、門真市は、委託契約業者の円滑な協力が得られるよう、委託契約業者に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 委託契約業者は、門真市から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、門真市に報告するとともに、門真市の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、委託契約業者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

① 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

② 家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。

③ 門真市又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 委託契約業者は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により門真市に報告するものとする。

① 協定業務に従事した人員、車両及び時間

② 協定業務における搬入先ごとの量

③ 協定業務に従事した期間

④ その他必要な事項

（事故の報告）

第7条 委託契約業者は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに門真市対し事故報告書（様式第3号）に

より報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、委託契約業者の加入する労働者災害保障保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約（以下「契約」という。）に基づく、人員、収集時間、車両台数を越えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に關し、大幅な収集量の増や特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、門真市、委託契約業者協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

第10条 門真市及び委託契約業者は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があった時も、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、門真市又は委託契約業者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、門真市委託契約業者記名押印の上各自1通を保有する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、門真市、委託契約業者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

門真市

委託契約業者

11 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営

No.	協定締結者		締結日
	甲	乙	
1	門真市	社会福祉法人 イースト・ロード福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
2	門真市	社会福祉法人 三養福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
3	門真市	社会福祉法人 晋栄福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
4	門真市	社会福祉法人 スリーヴィレッジ	平成 27 年 6 月 3 日
5	門真市	社会福祉法人 諭心会	平成 27 年 6 月 3 日
6	門真市	社会福祉法人 ロータス福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
7	門真市	社会福祉法人 門真共生福祉会	平成 31 年 3 月 28 日
8	門真市	社会福祉法人 治栄会	令和 3 年 4 月 1 日

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害救助法の適用となる大規模な災害発生時に門真市地域防災計画に基づく避難所（一時的な避難所）が開設された場合において、甲の責任で福祉避難所（二次的な避難所）の開設及び運営するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を乙の運営する福祉施設内に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難所生活を送ることができ、次のことを目的とする。

（管理運営）

第 2 条 乙は、福祉避難所の管理運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- ① 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- ② 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- ③ 福祉避難所の管理運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第 3 条 乙が開設する福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時に門真市地域防災計画に基づく避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の支払い）

第 4 条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に係る経費について、災害救助法等関連法令等の定めにより、所要の実費を負担するものとする。

2 その他必要な経費の負担については、甲、乙協議して定めるものとする。
（開設の要請及び受諾）

第 5 条 甲は、福祉避難所の開設が必要と判断したときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、事態の重要性を考慮のうえ、乙の運営している施設等の状況に応じて、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入れ手続き）

第 6 条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面をもって要配慮者の受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- ① 要配慮者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況等
- ② 要配慮者の身元引受人又は親族の住所、氏名及び連絡先等
- ③ 受入れ要請期間
- ④ その他、避難所生活を過ごすうえでの注意事項等

2 甲は、当該要配慮者を介助する者（家族又は支援者等、以下「介助者」という。）がいる場合は、必要に応じてその者を要配慮者とともに受入れ手続きを行い、乙はその者を受け入れるものとする。

（要配慮者の移転、移送）

第 7 条 福祉避難所への移転、移送は、原則として介助者が行うものとする。乙は、可能な範囲において要配慮者の移転、移送について協力するものとする。

（指定する施設）

第 8 条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

（物資の調達）

第9条 甲は、第5条において福祉避難所の開設を要請し、乙が受託したときは、甲は所有する備蓄物資及び調達した物資を乙に支給するものとする。
(個人情報の保護)

第10条 甲、乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又は介助者の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- ① 要配慮者の氏名、滞在期間等
- ② 要配慮者に提供した食事や物資の数量、価格等
- ③ その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前に文書で相手方に通知しなければならない。

2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

3 乙は、この協定に基づく目標を達成することができない状況となった際は、甲に協定解除の申し出をし、甲の承諾を得ることとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲、乙いずれから書面により更新しない旨の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協定の変更)

第15条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲、乙協議して行うものとする。
(協議)

第16条 この協定に定める事項及びその他業務上必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年	月	日
(甲)	所	在
名	称	
代表者職氏名		
(乙)	所	在
名	称	
代表者職氏名		

年 月 日

様

門真市長

要配慮者の受入れ要請について

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり要配慮者の受入れを要請します。

記

要配慮者	住 所	氏 名	ふりがな	性 別	生 年 月 日	（ 歳 ）
要配慮者の介助者（身元引受人又は親族）	住 所	氏 名	続柄・関係	連絡先		
要請する期間						

その他 注意事項

12 災害発生時における段ボール製品の調達 (王子コンテナー株式会社大阪工場)

ル製品の調達 :大阪工場)

方に関する協定

ナール株式会社大阪工場（以下
がール製品の調達に関し、次

対策基本法（昭和36年法律第
、又は発生するおそれがある
建物の被害等に必要な物資の
を目的とする。

る時は、乙に対して協力を要

うものとする。ただし、緊急
し、後日速やかに文書を出

(物資の引渡し)

第5条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その
際に、甲が指定する倉庫をもってこれを承認させ、受け取るものとする。

(経費の負担)

第6条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の
費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の費用は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議
の上、決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその
支払いに責任を負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しな
ければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前に文書
で相手方に通知しなければならない。

4 乙は、セグメントの供給に支障をきたすことが発生した場合、その旨を

この協定関して疑義が生じた場合は、

）を作成し、甲乙記名押印の上、各

【市中町1番1号

【市

【市長 國部 一成

【市三ツ島5丁目18番5号

【コシダナシー株式会社大阪工場

【長 前川 大一郎

13 災害時等におけるＬＰガス等の供給協力（（一）大阪府ＬＰガス協会）

等の供給協力（（一）大阪府ＬＰガス協会）

協力に関する協定書

（入）大阪府ＬＰガス協会北東支
（出）内で大規模な地震、風水害そ
りおそれがある場合（以下「災
害」図るため、必要となるＬＰガ
ス。以下「ＬＰガス等」という。）
る。

第 3 条 ＬＰガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、ＬＰガス等の受渡
場所は、甲が指定するものとし、甲は当該受渡場所へ職員を派遣し、要請
したＬＰガス等の引き渡し確認の上、これを受け取るものとする。

（安全点検等）

第 5 条 乙は、ＬＰガス等を供給するときは、ＬＰガス使用器具の安全点検
をして供給するものとする。

（費用負担）

第 6 条 本協定業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、災害発
生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとす
る。

（使用料の支払）

第 7 条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やか
に乙に支払うものとする。

（連帯責任等）

要請する業務は、ＬＰガス等の
供給する物販で乙が対応可能なも
とに、乙に特に必要な業務とする。

様式第 1（第 3 条関係）

イ効力を発するものとし、甲又は
ロ通知を相手方にしない限り、そ

と作成し、甲、乙記名押印の上、

年 月 日

一般社団法人大阪府ＬＰガス協会
北東支部長 様

門真市長 様

災害時等ＬＰガス等供給要請書

〒町 1 番 1 号

支 園 部 一 股

〒区内三丁目 2 番 18 号
法人 大阪府ＬＰガス協会
支 部

災害発生時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書前 3 条の規定によ
り、下記のとおりＬＰガス等の供給協力を要請します。

記

電話等要請日時	
要請内容	

14 災害時における物資の自動車輸送（（一）大阪府トラック協会東北支部）

災害時における物資の自動車輸送に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府トラック協会東北支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、門真市の区域に係る災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、緊急の要請を受け応援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

（災害時の情報提供）

第3条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第4条 甲は、必要があると認めたときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、乙は、必要があると認めたときは、甲に対し、乙の輸送車両に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

（報告）

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

（連絡調整）

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

（応援体制等の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な物資の輸送が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（補則）

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月22日

甲 門真市中町1番1号

門真市長 宮 本 一 孝

乙 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

大阪府トラック総会館2F

一般社団法人大阪府トラック協会 東北支部

支部長 尾 崎 唯 彦

15 災害時における生活物資の供給許力及び施設の一時使用（株式会社コノミヤ）

災害時における生活物資の供給協力及び

施設の一時使用に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社コノミヤ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力及び施設の一時使用に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、門真市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資を供給できるよう必要な事項、及び乙の所有する施設を近隣住民の一時的な避難地として使用する場合の必要な事項を定めるものとする。

（生活物資等の協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を物資発注書（様式第1）により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、物資の供給及び輸送に対して可能な限り協力するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) その他甲が必要とし、乙が供給可能な物資

（物資の輸送）

第4条 物資の輸送は、乙又は乙の指定する者が甲の指定する場所まで輸送するものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を引き渡す際に、納品書等を甲に提出し、甲は、納品書等に基づき数量等の確認を行うものとする。

（一時避難地の指定）

第5条 甲は、次に掲げる敷地を一時避難地として指定するものとする。

名称 コノミヤ門真千石東店 駐車場
位置 門真市千石東町31番1号

（一時避難地使用の協力の要請）

第6条 甲は、災害時において前条に掲げる敷地を使用する必要があると認めるときは、乙に対し敷地の一時使用を要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請があったときは、安全面に問題が生じた場合を除き、可能な限り協力するものとする。

3 乙は、甲の要請の有無に関わらず、乙の判断で当該敷地を一時避難地として開放することができる。その場合にあっては、乙は一時避難地を開設した旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

第7条 前条第2項に掲げる敷地を一時避難地として使用する期間は、甲が乙に対して要請を行ったときから概ね3日以内の間とする。

2 前項の規定に関わらず、使用期間を延長しようとするときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（一時避難地の運営）

第8条 甲は、乙の自衛消防活動及び事業活動を阻害しない範囲において、避難者を誘導するものとする。

2 乙は、当該敷地内の安全確保に努めたうえで、業務に支障のない範囲で使用期間終了までに、甲の設置する避難場所等に誘導するものとする。

3 甲は、避難者全員の敷地外への移動を確認した後、乙に対し第6条第1項の要請を解除し、乙は一時避難地を閉鎖するものとする。

（訓練等）

第9条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条 甲は、乙が甲に供給した物資及び輸送に要する費用は、災害発生直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとし、その費用については甲の負担とする。

2 一時避難地として使用する当該敷地の使用料は、無料とする。

3 乙が当該敷地を甲及び避難者に使用させたことにより発生した損害に係る費用については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、物資の納入を受けて乙から請求書等を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

(一時避難地の変更及び廃止)

第12条 乙は、当該敷地の名称若しくは位置を変更し、又は一時避難地としての機能を廃止するときは、3箇月以上前にその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該敷地の変更又は廃止の通知を受けたときは、その旨を可及的速やかに市民周知しなければならない。

(連絡窓口)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方にしない限り、その効力が継続するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月7日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号
名称 門真市
代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地 大阪市鶴見区今津南一丁目5番32号
名称 コノミヤ
代表者職氏名 代表取締役社長 芋網 陸史

様式第 1（第 2 条関係）

年 月 日

株式会社 コノミヤ 様

門真市長 ㊟

災害時における生活物資の供給協力に関する物資発注書

災害時における生活物資の供給協力及び施設の一時使用に関する協定書
第 2 条の規定により、下記のとおり生活物資の供給を要請します。

記

納品希望日時	
納品場所	
物資品目 及び数量	
その他	

要請担当者及び連絡先（ ）

16 災害時における応急復旧作業（門真市建設業協同組合）

災害時における応急復旧作業に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と門真市建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、応急復旧作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、門真市域において、災害時に甲と乙が相互に協力して、迅速かつ適切な応急復旧作業を図ることを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、甲が設置する災害対策本部及び道路管理者等の連絡体制をあらかじめ乙に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに乙に報告するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、本協定締結後、本協定の趣旨を乙の所属する組合員に周知するものとする。

2 乙は、組合員及び初動時の連絡先並びに建設資機材等の車種及び台数をあらかじめ甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害の発生により緊急に応急復旧作業を行う必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 被災状況及び協力を要請する理由
- (2) 応急復旧作業に必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応急復旧作業に必要とする日時、期間及び場所

(4) 現場責任者の氏名

(5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

3 乙は、甲から協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、甲の指示に従い速やかに必要な人員、車両、資機材等を確保し、作業に従事するものとする。

（協定の業務内容）

第5条 この協定の対象とする業務内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急的な人命救助のための障害物の除去作業

(2) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う広域緊急交通路及び地域緊急交通路を優先した道路交通確保のための障害物の除去作業

(3) その他甲が依頼する応急復旧作業

（報告）

第6条 乙は、業務に従事したときは、次の事項について、速やかに文書により甲に報告しなければならない。

(1) 作業の実施内容、場所及び期間

(2) 業務に従事した人員の出勤状況、作業に要した車両、資機材の受払簿及び輸送帳簿等

(3) 諸費用等の内訳明細書

(4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（協定業務の契約）

第7条 甲の要請に基づき乙が従事した作業に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、第6条の報告の提出があったときは、速やかにその内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生当時における通常の実費等を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 作業に従事した者が、当該作業により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、原則として従事者が属する組合員において行うものとする。

(情報提供等)

第9条 乙及び組合員は、諸作業中に知りえた災害等による被害情報を積極的に甲及び道路管理者に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(協定の変更・解除)

第10条 甲又は乙は、この協定を変更又は解除しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲、乙協議して行うものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲、乙いずれから書面により更新しない旨の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項及びその他業務上必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年12月19日

(甲) 所在地	門真市中町1番1号
名	門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝
(乙) 所在地	門真市舟田町34番13号(事務局)
名	門真市建設業協同組合
代表者職氏名	理事長 今岡 認

17 災害時における生活物資の供給等の協力（株式会社アカカベ）

災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社アカカベ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、門真市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資を供給及び輸送できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を物資発注書（様式第1）により要請することができ、乙は、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、物資の供給及び輸送に対して可能な限り協力するものとする。

（物資の供給等）

第3条 物資の供給等については、甲及び乙が協議の上、物資の品目、数量、及び納品場所等を定めるものとする。

（物資の輸送）

第4条 物資の輸送は、乙又は乙の指定する者が甲の指定する場所まで輸送するものとする。

2 乙は、物資を引き渡す際に、納品書等を甲に提出し、甲は、納品書等に基づき数量等の確認を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 物資の供給に要する費用は、甲が負担し、物資の運搬に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、物資の納入を受けて乙から請求書等を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の円滑な運用に資するため、甲及び乙は連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報交換）

第8条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲及び乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙がいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方にしない限り、その効力が継続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月12日

（甲）	所	在	地	門真市中町1番1号
	名	称		門真市
	代表者職氏名			門真市長 宮本 一孝
（乙）	所	在	地	大東市明美の里町1番71号
	名	称		株式会社 アカカベ
	代表者職氏名			代表取締役社長 皆川 友範

様式第 1（第 2 条関係）

年 月 日

株式会社 アカカベ

様

門真市長

（印）

災害時における生活物資の供給等の協力に関する物資発注書

災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定書第 2 条の規定により、
下記のとおり生活物資の供給等を要請します。

記

納品希望日時	
納品場所	
物資品目 及び数量	
その他	

要請担当者及び連絡先（ ）

18 災害時における施設の一時使用（学校法人大阪国際学園）

災害時における施設の一時使用に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と学校法人大阪国際学園（以下「乙」という。）は、災害時における施設の一時使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、門真市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の所有する施設の一部を乙の設置する学校の運営に支障のない範囲で、甲の一時的な避難地として使用する場合の必要な事項を定めるものとする。

（一時避難地の指定）

第2条 甲は、次に掲げる施設を一時避難地として指定するものとする。

名称	学校法人大阪国際学園
位置	大阪国際大学守口キャンパス 奥田メモリアルホール 守口市藤田町6丁目21番57号

但し、被災の状況等により、学内の他の場所に変更することがある。

（一時避難地として使用できる施設の周知）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる施設を一時避難地として使用することを甲の地域住民に周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

（一時避難地使用の協力の要請）

第4条 甲は、災害時において第2条に掲げる施設を使用する必要があると認めるときは、乙に対し施設の一時使用を要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請があったときは、施設の安全面に問題が生じた場合を除き、可能な限り協力するものとする。

3 乙は、甲の要請の有無に関わらず、乙の判断で当該施設を一時避難地として開放することができる。その場合にあっては、乙は一時避難地を開放した旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

第5条 第2条に掲げる施設を一時避難地として使用する期間は、甲が乙に

対して要請を行ったときから概ね3日以内の間とする。

2 前項の規定に関わらず、使用期間を延長しようとするときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（一時避難地の管理運営）

第6条 甲は、乙の自衛消防活動及び事業活動を阻害しない範囲において、甲の避難者を誘導するものとし、甲の責任において一時避難地の管理運営を行う。

2 乙は、当該施設内の安全確保に努めたいうで、乙の運営に支障のない範囲で、甲の一時避難地の管理運営に協力するものとする。

3 甲は、甲の避難者全員の施設外への移動を確認した後、乙に対し第4条第1項の要請を解除し、乙は一時避難地を閉鎖するものとする。

（費用の負担）

第7条 一時避難地として使用する当該施設の使用料は、無料とする。

2 甲は、乙に対し、一時避難地の管理運営に係る経費について、災害救助法等関係法令等の定めによることにより、所要の実費を負担するものとする。

（事故等の責任）

第8条 乙が当該施設を甲及び甲の避難者に使用させたことにより発生した損害に係る費用については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

（必要な情報の提供）

第9条 乙は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

(1) 第2条に掲げる施設に係る工事等で、当該施設が一時的に使用できなくなる場合

(2) 名称若しくは位置の変更

(3) その他一時避難地として使用させることができなくなった場合

2 甲は、前号の規定により通知を受けたときは、その旨を可及的速やかに市民周知しなければならない。

（個人情報保護）

第10条 甲及び乙は、一時避難地の管理運営に当たり業務上知り得た避難者

の固有の情報を漏らしてはいけない。

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(平時からの取組)

第12条 甲及び乙は、災害時に備え、連絡を密にするなど、平時から相互協力体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、乙の事業の運営に支障のない範囲で相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方にしない限り、その効力が継続するものとする。

(協議事項)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

(甲) 所在地	門真市中町1番1号
名	門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地	守口市藤田町6丁目21番57号
名	学校法人大阪国際学園
代表者職氏名	理事長 奥田 吾朗

19 災害時における宿泊避難所の開設及び運営（株式会社門真パブリックホテル）

災害時における宿泊施設避難所の開設及び運営に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社門真パブリックホテル（以下「乙」という。）は地震・風水害等、大規模災害が発生（以下「災害等」という。）した場合、甲の責任で宿泊施設避難所の開設及び運営するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合、高齢者、障がい者等、特段の配慮が必要な者（以下「要配慮者等」という。）及びその者を介護、介助する者の避難所を、甲が速やかに開設するため、乙が甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難所生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち避難所生活において特に配慮が必要な者
- (3) 難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に該当する者）のうち避難所生活において特に配慮が必要な者
- (4) 妊産婦及び乳幼児で、避難生活において 特に配慮が必要な者
- (5) 前各号に掲げる者のうち、甲が介護、介助の配慮が特に必要と認める者の家族又は介護、介助者

（開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害等発生時において、要配慮者等の宿泊施設避難所開設について、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲の要請方法は、乙に対し次に掲げる事項を記載し、協力要請書（様式第1号）の書面をもって受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はメール等により要請し、事後速やかに要請を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の部署・職・氏名

(2) 要請理由

(3) 必要部屋数

(4) 要配慮者等の受入れ数

(5) 要配慮者等名簿（住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況及び連絡先）

(6) その他必要な事項

3 甲は、当該要配慮者等を介護、介助する者がいる場合は、必要に応じてその者を要配慮者等とともに受入れ手続きを行い、乙はその者を受け入れるものとする。ただし、介護、介助する者がいない場合は、甲乙協議を実施し、受入れの可否について決定するものとする。

4 乙は、前項の規定により要請があったときは、事態の重要性を考慮の上乙の運営している施設の状況に応じて、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が協力する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 宿泊場所の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての宿泊室の確保
- (3) その他必要とする事項

2 避難者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、及び発熱や咳の症状が出た者への対応等は、甲が当該宿泊施設避難所へ市職員等を派遣し、対応するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（受諾報告）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請事項を受諾した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載し、要請受諾報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、又はメール等により報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 提供部屋数
- (2) 要配慮者等の受入れ数
- (3) 入浴の提供内容
- (4) その他必要な事項

くは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(連絡調整体制の整備)

第12条 甲及び乙は、災害等発生時において、円滑な協力体制が図られるよう平常から受入に関する連絡調整体制の構築に努めるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、期限を1年とする。

上記協定書を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月11日

(甲) 所 在 地	門真市中町1番1号
名 称	門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝
(乙) 所 在 地	門真市新橋町2番8号
名 称	株式会社門真パブリックホテル
代表者職氏名	代表取締役社長 松川 壽夫

(受入れ期間)

第5条 宿泊施設避難所への受入れ期間は、原則として第2条に基づく開設から7日間以内とする。また、要配慮者等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して宿泊施設避難所利用延長申請書（様式第3号）により、期間の延長を申請するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(備蓄物資の支給)

第6条 甲は、第2条において宿泊施設避難所の開設を要請し、乙が受諾したときは、甲が所有する備蓄物資を乙に支給する。

(受入実績の報告)

第7条 乙は、受入れが完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、部屋番号
- (2) 宿泊期間
- (3) 宿泊延長期間
- (4) その他、特記事項

(経費)

第8条 第3条の規定により乙が要した経費は、全て甲が負担するものとする。ただし、必要な経費が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、請求書を受受した日からおよそ30日以内に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、宿泊施設避難所の管理運営にあたり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若し

20 災害時におけるレンタル資機材の提供（西尾レントオール株式会社）

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が取り扱うレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産の安定並びに生活を確保するため、甲が乙の協力を得て迅速に災害応急対策を実施することができるよう、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的に資機材提供の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により本市災害対策本部が設置された災害
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害であって、人命及び住家等に被害を及ぼし又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、甲において、乙による資機材提供の実施が必要であると認められるもの

（資機材提供の内容）

第3条 この協定に基づく資機材提供の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が取り扱う資機材のレンタルに関すること
- (2) 前号の資機材の運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（資機材提供の要請）

第4条 甲は、対象災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、資機材提供が実施される必要があると認めるときは、乙に対し、資機材提供要請書（別記様式第1号）により、資機材提供の実施の要請を行うものとする。

ただし、当該要請書により要請する時間がないときは、口頭で次に掲げる事項を通知することにより当該要請を行うことができる。その際には、後日当該要請の内容に基づき資機材提供要請書（別記様式第1号）を作成し、甲は乙に提供するものとする。

- (1) 災害が発生した日時
- (2) 災害の状況及び資機材提供を必要とする理由
- (3) 必要とする資機材の名称及び数量
- (4) 資機材を必要とする場所
- (5) 必要とする活動内容の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に必要な事項

（費用の負担）

第5条 資機材提供の実施に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材のレンタル料
- (2) 資機材の運搬、設置及び撤去に要した費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資機材提供の実施に要した費用

2 前項の費用の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他必要な事項は甲、乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、資機材提供を実施したときは、遅滞なく資機材提供報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 災害の名称
- (2) 提供した資機材及びその数量
- (3) 資機材提供の場所
- (4) 従事した従業員数
- (5) 資機材提供の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に関する事項

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する防災訓練等に参加することができる。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ資機材提供に係る連絡担当者を定め、相互

に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号
名称 門真市役所
代表者職氏名 宮本 一孝

(乙) 所在地 大阪市中心区南船場
2丁目5番8号
名称 長堀コミュニケーションビル4階
西尾レントオール株式会社
代表者職氏名 取締役関西支店長 橋本 宏治

21 災害時におけるレンタル資機材の提供（日立建機日本株式会社 関西支社 近畿中央支店 大阪東営業所）

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社 関西支社 近畿中央支店 大阪東営業所（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が取り扱うレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産の安定並びに生活を確保するため、甲が乙の協力を得て迅速に災害応急対策を実施することができるよう、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的に資機材提供の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により本市災害対策本部が設置された災害
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害であって、人命及び住家等に被害を及ぼし又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、甲において、乙による資機材提供の実施が必要であると認められるもの

（資機材提供の内容）

第3条 この協定に基づく資機材提供の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が取り扱う資機材のレンタルに関すること
- (2) 前号の資機材の乙による運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（資機材提供の要請）

第4条 甲は、対象災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、資機材提供が実施される必要があると認めるときは、乙に対し、資機材提供要請書（別記様式第1号）により、資機材提供の実施の要請を行うものとする。
ただし、緊急を要する場合には電話またはメール等により次に掲げる事項を通知することにより要請し、後日速やかに資機材提供要請書（別記様式第1号）を提供するものとする。

- (1) 災害が発生した日時
- (2) 災害の状況及び資機材提供を必要とする理由
- (3) 必要とする資機材の名称及び数量

(4) 資機材提供場所

(5) 必要とする活動内容の概要

- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に必要な事項
- 2 乙は前項の資機材提供要請に基づき、資機材提供を実施する。なお、資機材の積み・搬入・荷降ろしについて、乙が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 資機材提供の実施に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材のレンタル料
- (2) 資機材の運搬、荷降ろし、設置及び撤去に要した費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資機材提供の実施に要した費用
- 2 前項の費用の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他必要な事項は甲、乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、資機材提供を実施したときは、遅滞なく資機材提供報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 提供した資機材及びその数量
- (2) 資機材提供場所
- (3) 資機材提供期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に関する事項

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する防災訓練等に参加することができる。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ資機材提供に係る連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

（履行義務の免除）

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第10条 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。

2 甲又は乙が、個人であると団体であることを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を反社会的勢力であるとみなす。

- (1) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が

6 第4項の契約の解除により相手方に原状回復請求権が生じる場合には、解除を行った者は、相手方に対し利益を与えない範囲で原状回復の義務を負う。解除された者が、解除を行った者に原状回復を請求するにあたっては、当該請求には利益が含まれていないことを、合理的に証明しなければならぬ。

7 甲及び乙は、第4項各号に該当したことにより、相手方から同項及び前2項の措置を受けても、一切の異議を述べないことを確約する。

8 甲及び乙は、自己又は履行補助者が、契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は履行補助者を拒否せしめるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方による調査機関への通報に必要な協力を行わなければならない。

(贈賄等防止)

第11条 甲及び乙（法人格の有無を問わず、実質的に支配する組織及び個人を含む。以下同じ。）は、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、公務員（国の内外を問わず、政府又は地方公共団体の公務に従事する者、公的機関に従事する者、公的な企業に従事する者、国際機関の公務に従事する者、政党、政党支部員、公務員の候補者、及びその他権限の委任を受けてこれらの事務に従事する者をいう。以下同じ。）に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。

2 甲及び乙は、第三者を通じて、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、対価が公務員に申し出、供与、又は約束されることを知りながら、当該第三者に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。

3 甲及び乙は、相手方が支払った対価について、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する目的で使用しない。

4 甲及び乙は、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する行為を行わない。

5 甲又は乙が前4項のいずれかに反した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。

6 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除を行った者はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

反社会的勢力に該当する場合、又は該当していた場合。

(2) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が自己又は第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を不当に利用した場合。

(3) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力へ資金や便宜（株式、新株予約権、社債の優先的な割当て又は繰上引受契約を含む。）を提供するなど利益供与をした場合。

(4) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係がある場合。

(5) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他のより一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合。

3 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自らが前項の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。

4 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 前項の表明、確約に違反することが判明した場合。

(2) 反社会的勢力に該当するに至った場合。

(3) 契約の履行のために契約する者または使用する者（累次の再請負人の他、生産材料（無体物を含む。）及び設備並びに機材等の仕入先又は提供者等を含む、また、個人が法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含む。以下「履行補助者」という。）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。ただし、当該履行補助者が反社会的勢力であることについて、当該履行補助者と契約又は使用した者が善意であり且つ重大な過失がなく、その判明後当該契約者若しくは使用者又はその累次の注文者が直ちにかかる状況を排除する措置をとった場合を除く。

(4) 自ら又は自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。

(5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐欺、暴力的行為、又は脅迫的言辭を用いた場合。

(6) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。

(7) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合。

(8) 自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。

(9) 第4号から前号に準ずる行為をした場合。

5 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除を行った者はこれを一切賠償することを要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月23日

(甲) 所 在 地	門真市中町1番1号
名 称	門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝

(乙) 所 在 地	大阪府大東市新田北町5番25号
名 称	日立建機日本株式会社 関西支社
	近畿中央支店 大阪東営業所
代表者職氏名	営業所長 川上 明

22 災害時における無人航空機による協力（飯尾電設株式会社）

災害時における無人航空機による協力に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と飯尾電設株式会社（以下「乙」という。）は、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合、甲の要請に基づき、乙が所有する無人航空機による、甲の区域内における被災状況の撮影協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して、甲の区域内における被災状況の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力活動の要請手続）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対して協力活動の要請し、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の要請は、協力活動要請書（様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動等の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に無人航空機及び操縦士等を派遣する。

2 乙は、甲の指揮監督に従い、協力活動を実施する。

3 乙は、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努める。

4 乙は、協力活動に当たり事故があった時は、口頭若しくは文書で速やかに甲に報告するものとする。

（活動報告等）

第5条 乙は、協力活動が完了した場合、協力活動等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 災害時における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作権人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作権人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第7条 協力活動に要した経費は全て乙の負担とする。

（損害補償）

第8条 協力活動に伴い乙が生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の協力活動中に乙が、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。ただし、明らかに甲の責めに帰する原因により乙が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその障害を補償する。

(2) 乙が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動にあたり、必要な損害賠償保険等に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りではない。

（連絡先等の報告）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにそ

の旨を連絡するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲乙両者は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮する。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本協定に関して知り得た、甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

(協定の効力)

第13条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年7月11日

(甲) 所 在 地 称	門真市中町1番1号
名	門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝
(乙) 所 在 地 称	大阪市鶴見区榎堤4丁目5番5号
名	飯尾電設株式会社
代表者職氏名	代表取締役社長 飯尾 誠司

23 災害時等における燃料供給等（門真親油会）

災害時等における燃料供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と門真親油会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、門真市内に災害（地震、風水害および大規模な火災等）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民等の生命、財産を守る責務を果たすため、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給及び運搬を円滑に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時等において、甲の指定する施設・車両等のうち特に必要であると認めた時は、乙に対し、燃料等の供給及び運搬協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に燃料等の供給及び運搬を要請する場合は、文書（様式第1号）をもって行うものとするが、文書をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの燃料等の供給の要請があったときは、可能な範囲で燃料等の優先供給に努めるものとする。

4 甲の指定する施設・車両等とは次の各号をいう。

- (1) 災害応急対策を行うために必要な行政機関の施設・車両等
- (2) 災害拠点病院など医療・福祉関係施設のうち特に緊急度の高いもの
- (3) ライフラインの維持に重要な施設・車両等
- (4) 市内に設置された避難所
- (5) その他、市民等の生命と財産を守るために特に必要な重要施設等

（燃料の種類）

第3条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、重油、軽油、ガソリン、灯油とする。

2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で、優先供給に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条によるこの供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。軽油、ガソリン、灯油については、燃料供給開始後最初に発着される資源エネルギー庁の供給所小売価格調査の大阪府の価格を基準とし、重油については

同じく産業用価格の大阪府の価格を基準とする。

2 前項の価格と燃料供給時の価格に著しく差がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 甲及び乙は、災害時等における協力体制を円滑に行うため、相互の防災対策の整備状況等について、必要に応じて情報の交換を行う。

（補償）

第6条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の前3カ月の間に甲乙いずれからも特段の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月22日

甲	門真市中町1番1号 門真市長 宮 本 一 孝
乙	門真市大橋町23番13号 門真親油会 会長 今 西 武 治

24 災害時等における支援協力（三井不動産）

災害時における支援協力に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、大阪府門真市松生町1番11号において乙が所管する「三井ショッピングパーク ららぽーと門真・三井アウトレットパーク 大阪門真」（以下「当該施設」という。）を対象とした協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、門真市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時において、甲が乙の協力を得て被災者に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について支援協力を要請することができる。

- (1) 甲が災害時の対応が必要と認める場合かつ乙による安全の確認が取れた場合に、乙の指定する場所を一時避難場所及び洪水時避難施設として甲に無償で提供すること。
- (2) 一時避難場所および洪水時避難場所として乙が提供する場所で甲が行う支援活動は、甲の管理下にて行うこととする。
- (3) 乙は、災害発生後乙による安全の確認が取れた場合に、施設内に滞在している者に対し、当該施設内フードコートを一時的避難場所として提供すること。
- (4) 甲と当該施設店舗（以下「店舗」という。）が災害時における物資協定を締結することに向けて協力をすること。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は、前条第1号に掲げる支援協力を要請する場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請するとともに、後日要請書を提出するものとする。

（1）支援協力要請をする理由

（2）活動内容

（3）実施期間

（4）実施場所

（5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力を行うものとし、乙が罹災する等の特別な理由により支援協力できない場合は、その旨を甲へ通知するものとする。

（連絡窓口）

第4条 第2条に掲げる支援協力を円滑に実施するため、甲乙間の連絡は原則として別紙「災害時における連絡体制」に記載されている連絡先を窓口として行うものとする。甲及び乙は連絡先に変更があった場合、速やかに相手方に通知する。

（事故等に係る責任）

第5条 乙は、第2条第1号に掲げる支援協力として乙の指定する場所を使用した際に発生した事故等に対する一切の責任を負わない。乙と一時避難場所利用者の間に紛争が発生した場合には、甲が主体となり紛争解決にあたる。

（費用負担）

第6条 乙は、第2条各号に掲げる支援協力として使用する際の施設等は、無償で提供するものとする。

（報告）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる支援協力が完了したときは、文書により速やかに乙に報告するものとする。

（災害時の情報共有）

第8条 甲及び乙は、第3条の規定による支援協力実施期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、第2条に掲げる支援協力実施中に知り得た個人情報、甲以外の者に知らせてはならない。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3カ月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月17日

(甲)	門真市中町1番1号 門真市長	宮本 一孝
(乙)	東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号 三井不動産株式会社 商業施設本部 リージョナル事業部長	肥田 雅和

25 災害時における行政告知放送の再送信（ジェイコムウエスト北河内局）

災害時における行政告知放送の再送信に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコムウエスト北河内局（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備を利用し再送信を行うことに關して合意したので本協定書を締結する。

（再送信の同意）

第1条 甲及び乙は、防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備（第6条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期限）

第2条 本協定書の有効期間は、令和5年2月10日から令和6年2月9日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 本協定書で合意した再送信の提供エリアは、門真市域の乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に關しては再送信を行わないものとする。

（費用）

第4条 本協定書による再送信の情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに關しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に關して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

2 甲が実施する再送信の内容に關しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に關する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

（設備の維持管理）

第6条 甲の設備及び乙の設備は、別紙1に規定する。

2 本協定書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に關してはこの限りではない。

（解除）

第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本協定書を解除しようとする場合には、1ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

（権利業務）

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

（協議事項）

第10条 協定書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上で定めるものとする。

本協定書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。
令和5年2月10日

（甲）所在地 門真市中町1番1号
名称 門真市
代表者職氏名 市長 宮本 一孝

（乙）所在地 門真市末広町32番27号
名称 株式会社ジェイコムウエスト北河内局
代表者職氏名 局長 高雄 勝徳

26 災害時における生活物資の供給等（パナソニックホールディングス）

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）とパナソニックホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、門真市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対してその保有する物資の供給について物資供給要請書（別記様式第1号）により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合には電話またはメール等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

（物資の供給等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲に物資を供給するものとする。

2 乙が甲に提供する物資の範囲は下記に掲げる物資とし、備蓄量について別記様式第2号の通りとする。

- (1) 乾電池（単一・単三・単四）
- (2) 乾電池式モバイルバッテリー
- (3) LEDランタン

3 前項に掲げる物資について、一定の保存期間が過ぎ老朽化が認められる場合は、乙が物資の入れ替えを行うものとする。

（物資の保管場所）

第4条 物資の保管場所及び受け渡し場所（別記様式第3号）は乙が指定する場所とする。

（物資の受渡し及び運搬）

第5条 物資の受渡し場所は乙が指定する場所とし、受渡し場所から物資を被災

者に届けるまでの運搬については甲が行うものとする。

（費用の負担）

第6条 物資の供給に要する運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 第3条第2項に掲げる物資は、乙が負担するものとする。

（受け渡し連絡先等）

第7条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先（別記様式第4号）及び備蓄先事業会社の連絡先（別記様式第5号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練の参加）

第8条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

（規定外事項）

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月18日

（甲）	所	在	地	門真市中町1番1号					
	名	称		門真市					
	代	表	者	職	氏	名	門真市長	宮本	一孝

（乙）	所	在	地	大阪府門真市大字門真1006番地						
	名	称		パナソニックホールディングス株式会社						
	代	表	者	職	氏	名	執行役員	CSR・企業市民活動担当	三島	茂樹

27 災害時における被災者相談業務（大阪司法書士会）

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と大阪司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙の会員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所、期間その他の必要事項を明らかにした書面（別記様式第1号・2号）を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関し、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

(3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

(4) 成年後見制度に関する相談

(5) その他、司法書士法に定める業務に関する相談

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

(1) 相談会の広報

(2) 相談会場の確保

(3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

(1) 相談員の派遣

(2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者（別記様式第3号）を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費については、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

（相談料）

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害の補償）

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、明らかに甲の責めに帰する原因により乙が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動中に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその障害を補償する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 乙は、被災者相談業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他人に漏らし
てはならない。

2 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、門真
市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）及び門真市個人情報保護条例施
行規則（平成12年門真市規則第36号）を遵守しなければならない。

3 乙は、相談員に対し、前項の義務を遵守させるものとする。

4 乙は、第2項の個人情報について、万一、遺漏、盗難又は毀損等の事故が生じた
場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。
ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文
書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延
長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、
その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を
保有する。

令和5年7月3日

(甲) 所 在 地	門真市中町1番1号
名	門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝

(乙) 所 在 地	大阪市中心区和泉町一丁目1番6号
名	大阪司法書士会
代表者職氏名	会長 谷 嘉浩

28 災害時における物資調達（コストコホールセール）

災害時における物資調達に関する協定書

AGREEMENT CONCERNING THE PROCUREMENT OF SUPPLIES

AT THE TIME OF DISASTER

門真市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、門真倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Kadoma city (hereinafter referred to as "the City") and Costco Wholesale Japan, LTD (hereinafter referred to as "Costco") have concluded an Agreement for cooperation in the procurement of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "Supplies") at Kadoma Warehouse as follows:

(趣旨)

第 1 条

この協定は、門真市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調度を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(Objective)

Article 1

This Agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of the procurement of Supplies that the City performs in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Kadoma city.

(協力要請)

第 2 条

甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(Request for Cooperation)

Article 2

The City may request cooperation from Costco for the procurement of Supplies which Costco has and holds when the City needs supplies due to disasters.

(調達物資の範囲)

第 3 条

甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- ・別表に掲げる物資
- ・その他甲が指定する物資

(Scope of Procurement of Supplies)

Article 3

Supplies that the City requests from Costco are those that Costco has and holds from the following:

- ・ Supplies set forth in the Appendix
- ・ Any other Supplies designated by the City

(要請手続)

第 4 条

甲は、出荷要請書（様式第 1 号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 4

The City shall request cooperation from Costco by submitting the Shipping Request Form (Form No.1). However, in case of extreme emergency, the City shall make a request to Costco orally and submit the Shipping Request Form soon after.

(協力の実施)

第 5 条

乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- ・ 災害により供給能力が低減した場合
- ・ 災害により他の優先義務が発生した場合
- ・ 乙が被災した場合
- ・ 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation)

Article 5

Costco, upon receiving a request from the City in pursuant to the provisions of the previous clause, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items; provided, however, that the City understands that Costco may not be able to satisfy the City's request due to Costco's reduced supply capacity, damage to Costco, supplying its members, or other additional duties resulting from the disaster.

(運輸)

第 6 条

運輸は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運輸の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6

Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request the City's cooperation with regards to transportation as needed.

(支払)

第 7 条

甲は、乙が提供した物資の代金及び運輸に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

Article 7

The City must pay the cost of Supplies provided by Costco and cost of transportation (hereinafter referred to as "Payment, etc.") in accordance with the invoice from Costco without delay.

・ 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第 2 号）等に基づき、甲、乙協議の上、運輸に要した経費は乙が負担した額を基準とし、また乙が提供した物資の代金は災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

・ The Payment, etc. that the City should pay shall be in accordance with the Shipment Confirmation (Form No.2) submitted by Costco after providing and transporting the

Supplies. This Payment, etc. will be settled upon based on a reasonable price by consultation between both parties at the time just before the disaster.

(協議)

第 8 条

この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 8

Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled in each time upon consultation between both parties.

(有効期間)

第 9 条

この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲、乙いずれから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 9

This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This Agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

(その他)

第 10 条

甲及び乙は、本協定の締結にあたっては日本語を正とし、英語の記載は参照の都合上に限るものであることに合意し、日本語と英語に齟齬がある場合には、日本語を優先するものとする。

(other)

Article 10

The City and Costco agree that this Agreement shall be signed in Japanese and the text in English is for convenience of reference only, and in case there is an inconsistency in the two languages, the Japanese language shall prevail.

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

2023 年 8 月 23 日

甲 (門真市)

大阪府門真市中町 1 番 1 号

門真市長 宮本 一孝

乙 (Costco)

千葉県木更津市瓜倉 361 番

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン・デリオ

29 災害時における相互応援協定（兵庫県香美町）

災害時等における相互応援協定

大阪府門真市と兵庫県香美町（以下「協定市町」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市町の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者救護等の実施が十分でない場合において、当該被災者救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互連絡体制の整備）

第1条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害時等の場合には、連絡責任者名簿（別記様式第1号）により速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援体制）

第2条 応援体制は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、水、毛布及び生活必需品などの避難者救護のための物資の提供
- (2) 職員の応援派遣
- (3) 前各号に定める応援体制以外において、協定市町が特に必要と認める応援については、双方、協議のうえ決定する

（応援要請の手続）

第3条 応援の要請をする場合は、電話等で連絡するとともに、速やかに応援要請書（別記様式第2号）により要請をするものとする。

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた協定市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施することができる。

3 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等について応援を受ける協定市町に連絡するものとする。

4 応援の要請を受けた協定市町が応援を実施できない場合には、当該要請をした協定市町に速やかにその旨を連絡しなければならぬ。

5 応援要請等により応援出動した協定市町は、応援を受けた協定市町に対し、応援活動終了後、速やかに実績報告書（別記様式第3号）により報告するものとする。

（指揮権）

第5条 応援を行う協定市町の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定市町の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける協定市町の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、応援を行う協定市町が負担するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市町が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務執行中に負傷し、疾病にかかり若しくは死亡した場合は、負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う協定市町が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定市町との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定市町がその損害の責務を負うものとする。

（平常時における活動等）

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他の必要な資料を交換するとともに、災害対策について研究するものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施については、協定市町が協議の上定めるものとす。

(本協定の効力)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月28日

大阪府門真市
門真市長 宮 本 一 孝

兵庫県香美町
香美町長 浜 上 勇 人

30 災害時におけるキャンピングカーの提供（CAR SHOP ASSIST）

災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と有限会社CAR SHOP ASSIST（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が取り扱うキャンピングカーの提供（以下「車両提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に協力し、被災者に対し迅速かつ円滑に生活環境を確保することができよう、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的な車両提供に係る必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により本市災害対策本部が設置された災害

(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害で、人命及び住家等に被害を及ぼし又は市民の日常生活に著しく支障をきたすおそれがある災害

（車両提供の要請）

第3条 甲は、対象災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、車両提供の実施が必要と認めるときは、乙に対し、メール又はFAXにて車両提供要請書（別記様式第1号）を送り、車両提供の実施の要請を行うものとする。

ただし、当該要請書により要請するいとまがない場合は、口頭で次に掲げる事項を通知することにより当該要請を行うことができる。その際には後日、速やかに当該要請書を作成し、乙に提出するものとする。

- (1) 災害が発生した日時
- (2) 災害の状況及び提供を必要とする理由
- (3) 必要とする車両の台数
- (4) 車両使用場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、車両提供に関する事項

（車両提供の報告）

第4条 乙は、車両提供を実施したときは、遅滞なく車両提供報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする

- (1) 提供した車両台数
- (2) 提供先
- (3) 提供できる期間
- (4) 前2号に掲げるもののほか、車両提供に関する事項

（経費の負担）

第5条 提供車両の運用に必要な経費は甲が負担するものとする。

2 前項に定める以外の必要な経費が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする

（経費の支払い）

第6条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、請求書を收受した日から30日以内に支払うものとする。

（提供車両の保管場所及び搬送）

第7条 提供車両の受渡し場所は乙が指定する場所とし、受渡し場所から被災地等に届けるまでの搬送については甲が行うものとする。

（車両提供の期間）

第8条 車両提供の期間については7日間以内とし、甲は提供期間終了後、速やかに乙に返却するものとする。

ただし、災害状況等により期間を延長する必要があると甲が判断した場合は、甲乙協議の上、乙の営業に支障のない範囲で、甲は乙に対して提供車両延長要請書（別記様式第3号）を提出し、提供期間の延長を要請するものとする。

（協力体制の相互連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における協力体制を円滑に行うため、定期的に防災対策について相互に連携を図り情報の交換を行う。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先(別記様式第4号)を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和5年12月21日

(甲) 所 在 地	門真市中町1番1号
名 称	門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝

(乙) 所 在 地	門真市脇田町30番4号
名 称	有限会社 CAR SHOP ASSIST
代表者職氏名	代表取締役 藤原 栄二

31 災害時における生活物資の供給等に関する協定（スギホールディングス）

（代金等の請求及び支払）	
第7条	乙は、物資の提供後、前条第2項で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金を甲に請求するものとする。
2	甲は、乙から前項の請求があった場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。
（連絡体制）	
第8条	この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先（別記様式第2号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。
（情報交換）	
第9条	この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲及び乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。
（訓練の参加）	
第10条	乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。
（協定期間）	
第11条	この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方に行わない限り、その効力が継続するものとする。
（事業所運営）	
第12条	この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を妨げるものではない。
（協議事項）	
第13条	この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。	

令和 6 年 8 月 21 日

甲 大阪府門真市中町1番1号
門真市
門真市長 宮本 一孝 ㊞

乙 愛知県大府市横根町新江62番地1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉浦 克典 ㊞

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定の調達協力について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、門真市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資調達に関する物資要請書（別記様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって申し出を行い、後日速やかに通知するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が可能な限り協力するものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
 - (2) その他甲が必要とし、乙が調達可能な物資
- （協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の調達見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、次の2号または3号によるものとし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- 2 物資の引渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、これを引取るものとする。
 - 3 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、これを引き取るものとする。
 - 4 乙は、物資を引渡す際に、納品書等を甲に提出し、甲は、納品書等に基づき数量等の確認を行うものとする。
- （費用の負担）

第6条 物資の調達に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 物資の価格は、災害発生前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

32 災害時における生活物資の供給等に関する協定（イオンリテール株式会社近畿カンパニー）

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を出荷要請書（別記様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、後日速やかに通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の供給について可能な限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、乙は出荷確認書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに受領確認書（別記様式第3号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があった場合には、災害発生による混乱が沈静化した後速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲と乙の店舗が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡体制）

第9条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先（別記様式第4号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和 6 年 9 月 30 日

甲 大阪府門真市中町1番1号

門真市

門真市長 宮本 一孝

㊞

乙 大阪府福島区海老江1丁目1番23号

イオンリテール株式会社

執行役員近畿カンパニー支社長 川本 昌彦

㊞

【資料13－1 災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額】

(大阪府災害救助法施行細則、令和4年11月1日)

救助の程度、方法及び期間 別表第1 (第3条関係)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、1人1日につき330円以内とする。 4 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	法第4条第1項第1号の避難所については災害発生の日から7日以内、同条第2項の避難所については法第2条第2項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第1項の規定による救助を行う旨を同条第3項の規定により公示した日までの期間以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 1 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。) イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。 ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設置を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の借主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物による。 3 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,180円以内とする。	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等することをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯につき次の表	災害発生の日から10日以内

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間
		に掲げる額の範囲内とする。						
区分	季別	世帯区分						
		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増す 毎1人増す額	
	住家の全壊、全焼又は 流失により被害を受け た世帯	夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
		冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
	住家の半壊、半焼又は 床上浸水により被害を 受けた世帯	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬季		9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600	
備考「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。 3 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 4 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内						災害発生の日から14日以内
	助産	1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額						分べんした日から7日以内
被災者の救出		1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。						災害発生の日から3日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
被災した住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3 支出することができる費用は、1世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 5,195,000円 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3 貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ 生業費 1件につき30,000円 ロ 就職支度費 1件につき15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 3 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学生の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具及び通学用品費 (1) 小学校の児童 1人につき 4,700円 (2) 中学校の生徒 1人につき 5,000円 (3) 高等学校等の生徒等 1人につき 5,500円	
埋葬	1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 3 支出することができる費用は、1体につき、大人213,800円以内、小人170,900円以内とする。	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 3 検案は、原則として救護班によって行う。 4 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,500円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,400円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の1世帯につき平均が138,300円以内とする。	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考：救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

実費弁償の額 別表第2（第4条関係）

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,300円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,900円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,900円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,900円		
	救急救命士	14,200円		
	土木技術者及び建築技術者	15,100円		
	大工	22,800円		
	左官	23,700円		
	とび職	24,900円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

扶助金の支給基礎額 別表第3（第6条関係）

対 象 者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。 2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。

【資料14－1 門真市災害弔慰金の支給等に関する条例】

門真市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日

門真市条例第37号

改正 昭和50年3月24日 門真市条例第8号
昭和52年3月30日 門真市条例第13号
昭和53年6月26日 門真市条例第16号
昭和56年10月1日 門真市条例第15号
昭和57年12月20日 門真市条例第17号
昭和62年3月30日 門真市条例第5号
平成3年12月25日 門真市条例第18号
平成23年9月29日 門真市条例第19号
令和元年9月24日 門真市条例第27号
令和元年12月18日 門真市条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸し付け、もって住民の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「住民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（次項及び第5条から第7条までにおいて単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の額は、死亡者1人当たり、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次の各号に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者
イ 子
ウ 父母
エ 孫
オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（死亡の推定及び支給の制限）

第5条 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5条の規定によるものとする。

（災害障害見舞金の支給）

第6条 災害により住民が負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（次条において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

（準用）

第8条 災害障害見舞金の支給の制限については、法第5条の規定を準用するものとする。

（災害援護資金の貸付け）

第9条 法第10条第1項に規定する災害により同項に規定する被害を受けた世帯で令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

- 2 災害援護資金の貸付額は、1世帯当たり3,500,000円以内において市長が定める。

（保証人及び貸付利率）

第10条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期

間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還期間)

第11条 災害援護資金の償還期間は、10年以内とする。

(償還方法等)

第12条 災害援護資金の貸付けに係る支払猶予、報告等、償還方法、一時償還、違約金については、法第13条及び令第7条第3項、第4項、第8条、第9条、第12条の規定によるものとする。

(償還金の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、災害援護資金の償還金を減額し、又は免除することができる。

(市長への委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(門真市災害見舞金等支給条例の一部改正)
- 2 門真市災害見舞金等支給条例（昭和43年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第4条に次の1項を加える。
- 2 その他の災害による死亡の場合において、門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年門真市条例第37号）第3条第1項に規定する災害により死亡した場合には、前条第1項第2号に規定する災害弔慰見舞金は支給しない。

附 則（昭和50年3月24日門真市条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日門真市条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害から適用する。

附 則（昭和53年6月26日門真市条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害から適用する。

附 則（昭和56年10月1日門真市条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害から適用する。

附 則（昭和57年12月20日門真市条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第6条、第7条及び第8条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

（門真市災害見舞金等支給条例の一部改正）

- 3 門真市災害見舞金等支給条例（昭和43年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」に改める。

附 則（昭和62年3月30日門真市条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条第2項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日門真市条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、それぞれ適用する。
- 3 新条例第9条第2項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月29日門真市条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年9月24日門真市条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第10条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対

する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月18日門真市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料14－2 門真市災害見舞金等支給条例】

門真市災害見舞金等支給条例

昭和43年 3 月28日

条例第17号

改正 昭和49年 3 月30日 門真市条例第25号
昭和49年 6 月20日 門真市条例第37号
昭和57年 3 月31日 門真市条例第 4 号
昭和57年12月20日 門真市条例第17号
平成12年 3 月29日 門真市条例第 6 号
平成24年 9 月28日 門真市条例第26号
令和 3 年 3 月22日 門真市条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市に居住する者が交通災害及びその他の災害により被害を受けた場合において支給する災害見舞金等に関し必要な事項を定め、もつて市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通災害 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両その他による事故により人身に受ける災害（過失に基づく自損行為を含む。）をいう。
- (2) その他の災害 火災、風水害、震災又は犯罪行為（交通災害の要因となるものを除く。）による災害をいう。
- (3) 犯罪行為 人の生命を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第 1 項本文、第39条第 1 項又は第41条の規定により罰せられない行為及び過失による行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

一部改正〔平成12年門真市条例 6 号〕

(支給要件)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる見舞金等を支給するものとする。

- (1) 本市内において発生した交通災害により死亡した場合 交通災害弔慰見舞金
- (2) 本市内においてその他の災害に罹り死亡した場合 災害弔慰見舞金
- (3) 本市内においてその他の災害に罹り現に居住している家屋が被害を受けた場合
災害見舞金
- (4) 前号の被害を受けた場合において市長が必要と認めた場合 市長が認めた金品

2 前項の災害見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(支給制限)

第 4 条 交通災害による死亡の場合において、当該交通災害がその者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには、前条第 1 項第 1 号に規定する交通災害弔慰見舞金は支給しない。

- 2 その他の災害による死亡の場合において、当該その他の災害がその者の故意若しくは重大な過失により生じた犯罪行為であるとき又は門真市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年門真市条例第37号）第3条第1項に規定する災害により死亡したときには、前条第1項第2号に規定する災害弔慰見舞金は支給しない。

一部改正〔平成12年門真市条例6号〕

（請求期間）

- 第5条** 災害見舞金等の請求は、交通災害又はその他の災害により被害を受けた時から2年以内にしなければならない。

（見舞金等の返還）

- 第6条** 前条に規定するもののほか、虚偽その他不正な手段により第3条第1項に規定する見舞金等を受けた者があるときは、それらを返還させることができる。

（委任）

- 第7条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日門真市条例第25号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月20日門真市条例第37号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日門真市条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例別表の規定は、施行日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年12月20日門真市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日門真市条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日門真市条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例別表の規定は、平成24年8月14日以後に発生した災害から適用する。

附 則（令和3年3月22日門真市条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例第2条第2号及び第3号並びに第4

条第2項の規定は、この条例の施行の日以降に発生する災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

種類	区分	金額	
交通災害弔慰見舞金	交通災害による死亡の場合	1人につき	50,000円
災害弔慰見舞金	その他災害による死亡の場合	1人につき	50,000円
災害見舞金	全焼、全壊の場合	複数世帯 30,000円	単身世帯 20,000円
	半焼、半壊、床上浸水の場合	複数世帯 20,000円	単身世帯 10,000円
その他市長が必要と認めた場合	その他の災害による死亡以外の場合において市長が必要と認めた場合	炊き出し、その他食品の支給、その他	

備考

- (1) 全焼、全壊とは、本市内に居住する者の家屋の火災、風水害及び震災による被害面積がその家屋の延床面積のおおむね7割以上の場合をいう。
- (2) 半焼、半壊とは、本市内に居住する者の家屋の火災、風水害及び震災による被害面積がその家屋延面積のおおむね5割以上7割未満の場合をいう。
- (3) 床上浸水とは、本市内に居住する者の家屋が風水害等により床上以上に浸水し一時的に居住できないもの及び土砂等のたい積物のため床上浸水と同様の状態の場合をいう。

【資料14－3 災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例】

災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例

昭和59年12月26日

門真市条例第24号

改正 平成7年3月31日 門真市条例第9号

平成30年9月25日門真市条例第17号

令和2年6月22日門真市条例第29号

(目的)

第1条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき市民税及び固定資産税（以下「市税」という。）の減免及びその申請については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令に別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市民税の減免)

第2条 市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が災害により次の表に掲げる事由に該当することとなつた場合においては、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該災害により同表に掲げる事由に該当することとなつた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額（特別徴収の方法により徴収する市民税にあつては、被災日の属する月の翌月以後において徴収すべき月割税額。以下同じ。）について、同表に掲げる軽減率により軽減し、又は免除する。

事由	軽減率
1 死亡したとき	10割
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は生活扶助以外の扶助を受けることとなつたとき	10割
3 障害者（法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となつたとき	9割
4 重傷（治療に2月以上を要し、障害者となるに至らない程度の負傷をいう。）を負うこととなつたとき。	6割

2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅（自己が居住する場合に限る。）又は家財（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が10,000,000円以下である者であつて、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該年度により損害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分の税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額 損害の程度		5,000,000円 以下のとき	5,000,000円を超え 7,500,000円以下の とき	7,500,000円を超え 10,000,000円以下の とき
軽減率	10分の5以上のとき	10割	5割	2割5分
	10分の3以上10分の5未満のとき	5割	2割5分	1割2分5厘

3 前2項の規定にかかわらず、被災日（前2項にそれぞれ規定する被災日をいう。）が1月1日から3月31日までの間である場合には、被災年度（前2項にそれぞれ規定する被災年度をいう。）の翌年度分の市民税についても前2項において規定するそれぞれの軽減率により軽減し、又は免除することができる。

4 第1項及び第2項の規定に基づき、市民税について重複して軽減することとなる場合には、それぞれに規定する軽減率を加えて得た率（その率が10割を超える場合は、10割とする。）を適用する。

（土地に対する固定資産税の減免）

第3条 災害により農地又は宅地が流失、水没、崩壊その他の損害を受け、作付不能又は使用不能となつた場合には、当該農地又は宅地に係る被災年度（当該損害を受けることとなつた日（以下

本項において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の固定資産税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減率
1 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10割
2 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	8割
3 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	6割
4 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	4割

- 2 災害により損害を受けた農地又は宅地以外の土地に係る固定資産税については、前項の規定の例によりその税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第4条 災害により家屋が損害を受けた場合には、当該家屋に係る被災年度（当該災害を受けることとなった日（以下本条において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減率
1 家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10割
2 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価額の10分の6以上の価値を減じたとき	8割
3 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価額の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	6割
4 畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価額の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	4割

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第5条 災害により損害を受けた償却資産に係る固定資産税については、前条の規定の例により軽減し、又は免除する。

(被災日が1月2日から3月31日の場合における固定資産税の減免の特例)

第6条 前3条の規定において、被災日（第3条第1項及び第4条にそれぞれ規定する被災日をいう。）が1月2日から3月31日の間である場合には、被災年度（第3条第1項及び第4条にそれぞれ規定する被災年度をいう。）の翌年度分の固定資産税についても、前3条において規定する

それぞれの軽減率により軽減し、又は免除することができる。

(減免の申請)

第7条 前5条の規定により市税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、昭和59年4月1日（以下「適用日」という。）以後に生じた災害に係る市税の減免から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の災害による被災者に対する門真市税の減免に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定は、適用日から施行日の前日までの間において生じた災害に係る市税の減免に限り、なおその効力を有する。

(減免額の調整)

- 3 前項に規定する場合を除き、適用日から施行日の前日までの間に生じた災害により旧条例の規定に基づき市税の減免を受けた者の減免額は、この条例の規定による減免額の全部又は一部とみなす。

附 則（平成7年3月31日門真市条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例第2条第2項の規定は、平成7年1月17日以後に生じた災害に係る市税の減免から適用し、同日前に生じた災害に係る市税の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月25日門真市条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める部分に限る。）以外の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例第2条第2項の規定は、平成31年度以後の年度分の市民税についての適用し、平成30年度分までの市民税については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月22日門真市条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料14－4 応急仮設住宅建設候補地】

(まちづくり部調べ、令和7年3月現在)

	候補地名称	住 所	整備面積 (㎡)
1	新橋公園	新橋町 5	1, 191. 18
2	中町公園	中町 1	1, 602. 00
3	東打越公園	打越町 12	2, 700. 44
4	幸福町公園	幸福町 28	2, 654. 12
5	北打越公園	打越町 30	8, 478. 67
6	下三ツ島公園	三ツ島 2 丁目 11	2, 633. 70
7	若葉公園	深田町 1	1, 735. 79
8	下馬伏南公園	脇田町 15	2, 208. 80
9	四宮公園	四宮 4 丁目 4	12, 848. 55
10	弁天池公園	岸和田 1 丁目 8	34, 777. 78
11	速見町公園	速見町 10	2, 288. 20
12	一番柳田町北 1 号公園	一番町 10	1, 000. 00
13	大橋町公園	大橋町 10	1, 821. 40
14	東江端町 3 号公園	東江端町 8	3, 054. 40
15	岸和田 1 号公園	岸和田 3 丁目 22	1, 720. 30
16	四宮 1 号公園	四宮 2 丁目 9	2, 070. 90
17	四宮 3 号公園	四宮 6 丁目 9	3, 795. 26
18	元町中央公園	元町 14	1, 097. 35
19	門真南公園	三ツ島 3 丁目 3	1, 936. 01
20	東江端町 2 号公園	東江端町 4	1, 362. 91
合 計			90, 977. 76

※ 1,000 ㎡以上の都市公園及びその他の都市公園から、公園内の状況及び公園までの進入路等を勘案し抽出

※ 1 戸当たり 50 ㎡を想定（「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方」より）

【資料 15－ 1 防災機能を有する施設一覧表】

防災機能	施設名称	備考
災害対策本部	市役所別館 3 階 第三会議室	中町 1－1
災害対策本部事務局	市役所別館 3 階 厚生会会議室	中町 1－1
災害対策本部 代替地	第 1 位 市役所本館 大会議室	中町 1－1
	第 2 位 総合体育館 2 階 武道室	中町 11-70
	第 3 位 南部市民センター	島頭 4－4－1
災害対策本部事務局 代替地	第 1 位 総合体育館 2 階 研修室	中町 11-70
記者発表会場	市役所本館 2 階 入札室	中町 1－1
医療対策本部	保健福祉センター	御堂町 14－1
市災害医療センター	保健福祉センター	御堂町 14－1
ボランティア活動拠点	門真市社会福祉協議会	御堂町 14－1
災害医療協力病院	摂南総合病院	柳町 1－10
	蒼生病院	北島 288
	萱島生野病院	上島町 22-11
備蓄場所	【資料 7－3】参照	
ヘリポート候補地	【資料 10－3】参照	
救援物資一時集積場	総合体育館 メインアリーナ (物資管理：同施設 1 階 会議室 1)	中町 11-70
	市立公民館	新橋町 34-24
遺体安置所	総合体育館 サブアリーナ (検案/検視：同施設 1 階 多目的スタジオ)	中町 11-70
応急危険度判定作業場候補地	総合体育館 2 階 武道室 (災害対策本部として未利用時)	中町 11-70
	総合体育館 1 階 会議室 2	